

半田市職員の在宅勤務等手当支給規則をここに公布する。

令和六年三月二十六日

半田市長 久世 孝 宏

半田市規則第九号

半田市職員の在宅勤務等手当支給規則

(趣旨)

第一条 半田市職員の給与に関する条例(昭和二十九年半田市条例第十二号。以下「条例」という。)(第十三条の三の規定による在宅勤務等手当の支給については、この規則の定めるところによる。

(正規の勤務時間から除かれる時間)

第二条 条例第十三条の三第一項の規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

一 半田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年半田市条例第四号)第八条の二第一項に規定する超勤代休時間又は条例第十七条第一項に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に割り振られた勤務時間(いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。)

二 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があつた時間

(一月当たりの在宅勤務等の平均日数を算出するための基礎となる期間)

第三条 条例第十三条の三第一項の規則で定める期間は、三月とする。

(確認)

第四条 任命権者は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、条例第十三条の三第一項に規定する勤務(以下「在宅勤務等」という。)を行う場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他同項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

2 任命権者は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

(支給日等)

第五条 在宅勤務等手当は、条例第六条第二項に規定する給料の支給日に支給する。

2 在宅勤務等手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該月分の在宅勤務等手当を支給する。

(支給期間等)

第六条 職員に新たに条例第十三条の三第一項の職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から、同項に規定する規則で定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においては、その日の属する月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、在宅勤務等手当に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
(半田市職員通勤手当支給規則の一部改正)
- 2 半田市職員通勤手当支給規則(平成十六年半田市規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「限度とする」の下に「(条例第十三条の三第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員(以下「在宅勤務等手当を支給される職員」という。)であつて、一月当たりの平均通勤所要回数が十回に満たない場合の通勤手当の額は、当該額に百分の五十を乗じて得た額とする。)」を加え、同号ただし書中「あつては」を「あつては」に改める。

第六条第三項第二号中「二十一回分」の下に「在宅勤務等手当を支給される職員、」を加え、「平均一月当たりの通勤所要回数分」を「一月当たりの平均通勤所要回数分」に改める。